

平成 30 年度提案公募型研究 報告書（概要版）

障害者用駐車スペースと高齢者等のための駐車スペースを効果的に運用する方法

研究代表者：富山大学人間発達科学部 西館有沙
共同研究者：筑波大学医学医療系 徳田克己
共同研究者：筑波大学医学医療系 水野智美

I. はじめに

2006年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駐車場には、一般の駐車区画よりも広い350 cm以上の幅のある駐車区画（以下、障害者用駐車スペース）が設置されている（写真1）。障害者用駐車スペースは、一つの駐車場において全駐車台数の1, 2%ほどしか確保されていないため、広い区画幅を必要としない者が停めれば、すぐに駐車車両で埋まり、利用できなくなってしまう。

障害者用駐車スペースの適正利用の実現を目指して、2006年に佐賀県が障害者用駐車スペースを利用する資格のある者に利用証を発行するという「佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度」（以下、利用証制度）を導入して以降、2019年3月時点で37府県1市が同制度を導入し、運用している。しかし、その後の各自治体の追跡調査などにより、障害者用駐車スペースを安心して使用できるようになったという人がいる一方で、「利用状況は変わっていない」「少し停めにくくなった」と感じている人もいることが確認された。清田・林田・前田（2009）は、制度を導入した佐賀県の駐車場において、制度導入の3か月後と1年後に定点調査を実施しており、その

結果から、健常者による不正利用が減少していないこと、軽度の障害者や健常者に見える人が駐車することにより、健常者の不正利用を排除できたとしても障害者用駐車スペースが満車になる時間帯が多く発生する駐車場があることを明らかにしている。

この事態を受けて佐賀県は、障害者用駐車スペースの数を増やすとしても施設側のコスト的な負担が大きく早急な対応が望めないこと、妊産婦や内部障害者は移動距離に問題があるものの乗降幅の確保には問題がないことをふまえ、2010（平成22）年1月より、障害者用駐車スペースの近くに、車いす使用者以外の利用対象者のための駐車スペース（以下、高齢者等のための駐車スペースと呼ぶ；写真2）を設けるという



写真1. 障害者用駐車スペース



写真 2. 高齢者等のための駐車スペース

対策を取り始めている。同様の対策をとっている自治体は、2019年3月時点で23か所となっている。

そこで本研究では、障害者用駐車スペース（写真1）と高齢者等のための駐車スペース（写真2）の両方を設置している駐車場において、それぞれの区画がどのように設置され、運用されているのか、利用者はこれらの区画をどのようにとらえ、利用しようとしているのかを明らかにするとともに、これらの駐車スペースに関する一般市民の認識を調べ、設置および運用上の課題を整理した。また、これらの結果に基づいて、駐車スペースの有効な設置および運用のモデルを作成した。

Ⅱ. 2種類の駐車スペースを設置している駐車場における実地調査

Ⅱ-1. 方法

対象1：自治体が定める駐車場利用証制度の協力施設の駐車場55か所（宮城県7か所、新潟県5か所、石川県6か所、静岡県13か所、大阪府7か所、広島県2か所、佐賀県9か所、熊本県6か所）。

対象2：利用証制度を導入していないが、2種類の駐車スペースの整備を進めている東京都武蔵野市、町田市、八王子市の駐車場。

手続き：2018年9月～2019年3月にかけて実地調査を行った。調査項目は、それぞれの区画数、区画幅、設置位置、表示の内容、運用の仕方であった。

Ⅱ-2. 結果

（1）対象1の区画に関する調査

- 2種の駐車スペースを設置していると判断できたのは55か所中31か所であった（表1）。
- 2種の駐車スペースを設置していると判断した31か所のうち8か所は、見た目でも2種を区別することが非常に困難であるか、不可能であった（表1）。
- 2種を区別できない理由には、区画内に表示されるマーク等の内容が同じであること、区画についての表示が小さいこと、区画についての表示が元の位置から移動しているケースがあることがあった（写真3, 4）。
- 障害者用駐車スペースに表示されていたマーク等についてみると、国際シンボルマーク（車いすマーク）が55か所中53か所と最も多かった（写真5）。

表1. 駐車スペースの設置状況（N=55）

2種の駐車スペースを設置	31か所
2種の区別が明確につく	23か所
2種の区別がつきにくい	8か所
障害者用駐車スペースのみを設置	24か所



写真 3. 幅が違う A と B の区画だが地面の表示内容が同じで区別しにくい



写真 4. 設置場所が移動されやすいパイロンに 2 種の区画の表示を貼っている。また、パイロンに貼られた表示は小さく、ドライバーから視認しにくい。



写真 5. 障害者用駐車スペースに表示されることの多い国際シンボルマーク

- 障害者用駐車スペースの表示については、国際シンボルマークのみを表示しているケース、施設独自の取り組みとして写真 3 のように妊産婦マークなどを表示しているケース、自治体が運用する利用証制度のポスターを掲示しているケースがあった。制度ポスターには数種類のマーク（車いす使用者、杖使用者、妊産婦、内部障害者など）が表示されることが多い。
- 高齢者等のための駐車スペース（31 か所）に表示されていたマーク等には、杖使用者、妊婦、国際シンボルマーク、松葉づえ使用者、内部障害者、高齢運転者標識、もみじマークなどがあった。
- もみじマークのみ、高齢運転者標識のみ、マタニティ・マークのみを表示していた高齢者等のための駐車スペースは、制度を受けての設置ではなく、施設が独自の判断で設置したものと推測される。
- 高齢者等のための駐車スペースの表示が地面にしかない場合、車両が駐車することで一般の駐車スペースとの区別がつかなくなってしまう（写真 6）。



写真 6. 区画内の地面にのみ表示がある高齢者等のための駐車スペース



写真 7. パイロンにのみ表示が付けられている高齢者等のための駐車スペース



写真 8. 地面の表示が消えかかっている

- ・高齢者等のための駐車スペースのなかには制度のポスターが貼られたパイロンやミニ看板を置いている以外、表示のない区画があった（写真 7）。
- ・区画内の地面の表示は経年劣化により消えかかっているケースがあり、定期的なメンテナンスの必要性がうかがわれた（写真 8）。

（2）対象 2 の区画に関する調査

- ・武蔵野市や町田市、八王子市のいずれにおいても公共施設を中心に 2 種類の駐車スペースの設置が進められていた。
- ・八王子市では、区画の名称や対象を表示する看板の大きさを A1 サイズと定めて



写真 9. 八王子市の表示看板（A1 サイズ）

おり、ドライバーからの視認性が考慮されていた（写真 9）。

- ・八王子市では、民間施設においても 2 種類の駐車スペースの整備が進むように、思いやり駐車スペース整備事業補助金制度を設けていた。

Ⅲ. 2 種類の駐車スペースに関する障害者や高齢者、妊産婦の利用意識

Ⅲ-1. 方法

対象 1：車いす使用者 86 名（65 歳未満 48 名、65 歳以上 38 名）

対象 2：杖等の使用者 22 名（65 歳以上）

対象 3：車いすや杖等を使用しない 65 歳以上の高齢者 112 名

対象 4：妊婦および乳幼児の保護者 68 名

対象 5：内部障害者（オストメイト）167 名

手続き：全国脊髄損傷者連合会の会員 149 名と、65 歳以上の高齢者 260 名、保育所等に子どもを通わせている保護者 129 名、日本オストミー協会の会員 354 名を対象とし、2019 年 1 月から 3 月にかけて、自記式・無記名式の質問紙調査を行った。

Ⅲ-2. 結果

(1) 車いす使用者

- ・一般の駐車スペースの幅では、車の乗り降りに困ることがあるかを尋ねたところ、全体の97% (83名) が「ある」と答えた。
- ・駐車場から建物までの移動において、車いす使用者は特に「段差や溝等の通行が困難」「一般の区画の駐車車両間の通行が困難」と感じていた (表2)。
- ・居住地域に利用証制度があると答えた者は全体の74%であり、制度の存在を知らない者が2割強いた (表3)。
- ・利用証制度があることを知っている者のうち、交付を受けている者が多かったが、交付を受けていない者や現在は利用証を使っていない者が1割強いた (表4)。
- ・駐車場を利用する際に、車に掲示しているマーク等について尋ねた結果、国際シンボルマーク49%、路外駐車禁止除外指定車標章48%、自治体が交付する利用証48%、身体障害者標識40%であった。利用証の交付を受けていても、駐車時に掲示していない者がいることが確認された。
- ・障害者用駐車スペースの利用対象は誰で

あるかについて、車いす使用者と答えた者が91%と多かった。また、車いす使用者のみを選択した者を算出したところ、全体の40%であった。

- ・障害者用駐車スペースに図1のA~Dのマークが表示されていた場合に、利用するかどうかを尋ねた。「空いていれば、必ず停める」とした者はAで91%、Cで80%、Bで73%、Dで31%であり、幅の広い区画であっても、利用対象に自分が含まれていないか、含まれているかどうかがあいまいである場合には、利用を躊躇する傾向がうかがえた。
- ・高齢者等のための駐車スペースに図2のa~hのマークが表示されていた場合に利用するかを尋ねた。a~eやhには停めないと答えた者が多く、fやgにおいても必ず停めるとした者は半数に満たなかった。
- ・2種類の駐車スペースの利用対象の定め方については「明確に分けるべき」「障害者用の利用者は高齢者等用も使えるようにすべき」が多かった (表5)。

表2. 駐車場から建物まで移動するときに困ること [選択式]

	車いす使用者 (N=86)	杖等使用者 (N=22)	高齢者 (N=112)	妊婦・乳幼児 連れ(N=68)	内部障害・ホ トメイト(N=167)
段差や溝等の通行が困難	77% (66名)	32% (7名)	4% (5名)	22% (15名)	9% (15名)
一般の区画の駐車車両間の 通行が困難	72% (62名)	18% (4名)	10% (11名)	9% (6名)	10% (17名)
駐車場で車が通る所の 横断がこわい	22% (19名)	59% (13名)	4% (5名)	6% (4名)	13% (22名)
長距離の移動が困難	20% (17名)	41% (9名)	4% (5名)	0	4% (7名)
その他	24% (21名)	9% (2名)	4% (4名)	9% (6名)	10% (17名)

表 3. 居住地域に、障害者用駐車スペース等に関する利用証制度があるか〔選択式〕

	車いす使用者 (N=86)	杖等使用者 (N=22)	高齢者 (N=112)	妊婦・乳幼児 連れ(N=68)	内部障害・ホ トメイト(N=167)
ある	74% (64名)	68% (15名)	47% (53名)	46% (31名)	65% (108名)
ない	12% (10名)	14% (3名)	6% (7名)	3% (2名)	8% (14名)
わからない	14% (12名)	18% (4名)	39% (44名)	51% (35名)	26% (43名)

表 4. 利用証の交付を受けているか〔選択式〕

	車いす使用者 (n=64)	杖等使用者 (n=15)	高齢者 (n=53)	妊婦・乳幼児 連れ(n=31)	内部障害・ホ トメイト(n=108)
交付は受けていない	8% (5名)	20% (3名)	72% (38名)	84% (26名)	51% (55名)
無期限利用証の交付あり	47% (30名)	20% (3名)	4% (2名)	3% (1名)	16% (17名)
期限付利用証の交付あり	36% (23名)	47% (7名)	6% (3名)	0	26% (28名)
交付を過去に受けた	8% (5名)	7% (1名)	8% (4名)	13% (4名)	4% (4名)

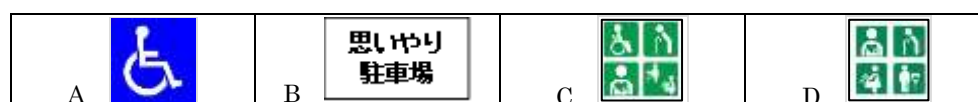


図 1. 障害者用駐車スペースの表示 (4種)



図 2. 高齢者等のための駐車スペースの表示 (8種)

表 5. 2種類の駐車スペースの利用対象をどのように定めたらよいか〔選択式〕

	車いす使用者 (N=86)	杖等使用者 (N=22)	高齢者 (N=112)	妊婦・乳幼児 連れ(N=68)	内部障害・ホ トメイト(N=167)
障害者用と高齢者等用の 利用者を明確に分ける	41% (35名)	0	12% (13名)	13% (9名)	19% (31名)
障害者用の利用者は高齢 者等用も使える	52% (45名)	73% (16名)	42% (47名)	78% (53名)	58% (97名)
高齢者等用の利用者は障 害者用も使える	12% (10名)	55% (12名)	24% (27名)	49% (33名)	38% (64名)
その他	5% (4名)	0	1% (1名)	6% (4名)	4% (6名)

(2) 杖等の使用者

- 一般の駐車スペースの幅では、車の乗り降りに困ることがあると答えた者は50%（11名）であった。
- 駐車場から建物まで移動するときに困ることとしては（表2）、「駐車場で車が通る所の横断が怖い」が最も多く挙がり、「長距離の移動が困難」が次いだ。
- 居住地域に利用証制度があると答えた者は68%であり、約3割が制度のことを知らなかった（表3）。
- 利用証制度の存在を知っていた15名のうち、利用証の交付を受けている者は67%であった（表4）。
- 駐車場を利用する際に、車に掲示しているマーク等は、自治体が交付する利用証が最も多く（36%）、国際シンボルマーク（27%）、身体障害者標識（18%）、路外駐車禁止除外車標章（14%）、高齢運転者標識（14%）が続いた。
- 障害者用駐車スペースの利用対象は誰かについては、車いす使用者（73%）に続いて、杖使用者（65%）や「車いすや杖を使わないが、病気（内部障害等）で疲れやすい人」（59%）が挙げられた。
- 障害者用駐車スペースに図1のマーク等があった場合の利用について、Aでは「空いていれば必ず停める」が50%であったが、BやCではそれぞれ41%、Dは36%であった。なお、どのマーク等が表示されていても「停めない」と答えた者が3割ほどいた。
- 高齢者等のための駐車スペースに図2のマーク等が表示されていた場合の利用について、aやbでは「停めない」が4割を、cやdでも「停めない」が5割を超

えた。eについても「停めない」が4割を超えた。一方、f、g、hでは「停めない」が2、3割であった。ただし、gやhには杖使用者や内部障害者のピクトグラムが表示されているにもかかわらず、必ず停めると答えた者は2、3割と少なかった。

- 2種類の駐車スペースの利用対象の定め方について（表5）、「障害者用の利用者は高齢者等用も使える」が最も多く（73%）、「高齢者等の利用者は障害者用も使える」が次いだ（55%）。

(3) 車いすや杖等を使用しない高齢者

- 一般の駐車スペースの幅では、車の乗り降りに困ることがあるとした者は33%（37名）であった。
- 駐車場から建物まで移動するときに困ることを尋ねたところ、「一般の区画の車両間の通行が困難」が10%、「長距離の移動が困難」「駐車場で車が通る所の横断がこわい」「段差や溝等の通行が困難」がそれぞれ4%であった（表2）。
- 居住地域に利用証制度があると回答した者は47%であり、半数以上は制度について知らなかった（表3）。
- 利用証制度があると回答した者に利用証の交付を受けているかどうかを尋ねたところ、交付を受けていないという回答が72%と多かった（表4）。
- 駐車場を利用する際に、車に掲示しているマーク等があるかを尋ねたところ、高齢運転者標識が29%、国際シンボルマーク、身体障害者標識、もみじマークがそれぞれ4%、自治体が交付する駐車場利用証が3%であった。
- 障害者用駐車スペースに図1のA～Dの表示があった場合の利用については、A

～D のいずれにおいても「停めない」が 8 割を超えた (A が 86%, B が 81%, C が 86%, D が 87%)。

- ・高齢者等のための駐車スペースに図 2 に示す a～h の表示があった場合の利用については、どの表示であっても「停めない」が多かった (a が 80%, b が 78%, c が 91%, d が 91%, e が 85%, f が 77%, g が 87%, h が 87%)。
- ・2 種の駐車スペースの利用対象の定め方については、「障害者用の利用者は高齢者等用も使える」が 42%、「高齢者等の利用者は障害者用も使える」が 24%であった (表 5)。

(4) 妊婦および乳幼児の保護者

- ・一般の駐車スペースの幅では車の乗り降りに困ることがあると答えた者は 57% (39 名) であった。
- ・駐車場から建物まで移動するときに困ることについては「一般の区画の駐車車両間の通行が困難」と答えた者が 22%いた (表 2)。
- ・居住地域に利用証制度があると答えたのは 46%であり、半数以上が制度について知らなかった (表 3)。
- ・利用証制度があることを知っている者に、利用証の交付を受けているかどうかを尋ねたところ、現在も過去も交付を受けたことがないという者が多かった (表 4)。
- ・駐車場を利用する際に、車両に掲示しているマーク等は「赤ちゃんが乗っています」ステッカー (31%) やマタニティ・マーク (7%) であった。
- ・障害者用駐車スペースに図 1 のマーク等が表示されていた場合の利用について、A～D のいずれであっても「停めない」が

多かった (A が 94%, B が 88%, C が 91%, D が 91%)。

- ・高齢者等のための駐車スペースに図 2 のマーク等があった場合の利用について、a、b、g、f には「停めない」が 8 割を超えた。また g や h には妊婦のピクトグラムが含まれていたが、回答者に妊婦が少なかつたため、停めないが 9 割を超えた。c や d については妊婦・0-1 歳児連れ (30 名) と 2-6 歳児連れ (38 名) で回答に違いがあった。c では「停めない」が妊婦・0-1 歳児連れの 77%、2-6 歳児連れの 100% であった。d では「停めない」が妊婦・0-1 歳児連れの 63%、2-6 歳児連れの 87% であった。

- ・2 種類の駐車スペースの利用対象の定め方については「障害者用の利用者は高齢者等用も使える」が 78%、「高齢者等用の利用者は障害者用も使える」が 49%であった。

(5) 内部障害者 (オトマイ)

- ・一般の駐車スペースの幅では、車の乗り降りに困ることがあると答えた者は 31% (167 名中 51 名) であった。
- ・駐車場から建物までの移動において困ることとして、「駐車場で車が通る所の横断がこわい」(13%)、「一般の区画の駐車車両間の通行が困難」(10%) が挙げられた。
- ・居住地域に利用証制度があると答えた者は 65% (167 名中 108 名) であり、3 割強は知らなかった。
- ・利用証制度があると答えた者に利用証の交付を受けているかを尋ねたところ、交付を受けていない者が 51%であった。
- ・駐車場を利用する際に車に掲示している

マーク等は、自治体が交付する駐車場利用証が 22%、高齢運転者標識が 16%、国際シンボルマークが 9%、内部障害者マークが 8%などであった。

- ・障害者用駐車スペースに図 1 のマーク等があった場合の利用について、いずれの表示であっても「停めない」が多く（A が 71%、B が 69%、C が 65%、D が 63%）、「空いていれば、必ず停める」は約 1 割であった（A が 9%、B が 10%、C が 10%、D が 11%）。
- ・高齢者等のための駐車スペースに図 2 のマーク等があった場合の利用について、a や b では「停めない」が 7 割を、c や d では「停めない」が 8 割を超えた。e や f でも「停めない」が 6 割を超えた。さらに、g や h には内部障害者のマークが含まれていたが、「停めない」が 6 割を超えた。
- ・2 種類の駐車スペースの利用対象の定め方については、「障害者用の利用者は高齢者等用も使える」（58%）、「高齢者用の利用者は障害者用も使える」（38%）であった。

IV. 2 種類の駐車スペースに関する一般市民の認識

IV-1. 方法

対象：一般市民 239 名（20 代が 83 名、30 代が 52 名、40 代が 83 名、50 代が 21 名）

手続き：2019 年 1 月から 3 月にかけて、自動車の運転歴がある 20 代から 50 代までの一般市民 595 名を対象とし、自記式・無記名式の質問紙調査を行った。

IV-2. 結果

- ・居住地域に利用証制度があると答えたのは 20 代の 14%、30 代の 29%、40 代の 35%、50 代の 38%であった。
- ・障害者用駐車スペースをどのように利用すべきかを 3 択で尋ねたところ、年齢区分によって回答に有意差が認められた（ $\chi^2(6)=14.64, p<0.05$ ）。「駐車場が混雑していても、空けておくべきである」と答えた者は、20 代で 87%、30 代で 94%、40 代で 99%、50 代で 90%であり、20 代において有意に少なく、40 代に有意に多かった。また、「駐車場が混雑している場合には、誰でも停めてよいことにすべきである」とした者は 20 代の 12%、30 代の 4%、40 代の 1%、50 代の 5%であり、20 代に有意に多く、40 代で有意に少なかった。さらに、「駐車場の混雑具合に関係なく、誰でも停めてよいことにすべきである」（20 代 1%、30 代 0、40 代 0、50 代 5%）とした者は 50 代において有意に多かった。
- ・高齢者等のための駐車スペースをどのように利用すべきだと思うかについて（3 択）は「駐車場が混雑していても、空けておくべきである」が 20 代の 70%、30 代の 88%、40 代の 88%、50 代の 76%であった。一方で、「駐車場が混雑している場合は、誰でも停めてよいことにすべきである」が 20 代では約 2 割、それ以外の年代でも約 1 割いた。年齢区分による回答の差は認められなかった（ $\chi^2(6)=11.50, n.s.$ ）。障害者用駐車スペースと比べると、混雑していれば停めてもよいと考える者が多い傾向にあった。

V. 課題の整理

身体障害者手帳所持者（428万7千人）、療育手帳所持者（96万2千人）、精神障害者保健福祉手帳所持者（84万1千人）のうち、利用証制度の対象になる可能性のある者は371万1千人、（聴覚障害3級以上を加えると385万3千人）と推計される（厚生労働省，2018）。また、要介護（要支援）の認定を受けている高齢者（655万8千人）のうち利用証制度の対象となる可能性のある要介護1から5までの者は473万1千人である（厚生労働省，2018）。利用証の交付対象にはこの他に、難病者や妊産婦、一時的に歩行困難な状態にあるけが人、発達障害者等が含まれる。複数の障害が重複しているケースや、障害者手帳と介護認定の両方を受けているケースがあるものの、利用証制度においては多くの人々が障害者用駐車スペースや高齢者等のための駐車スペースの利用対象に含まれている。

現行の利用証制度についての認知度をみると、障害者でも2、3割が、妊婦や高齢者では半数以上が、一般市民にいたっては約7割が知らなかった。現行の利用証制度には、利用証を掲示していない車両が障害者用駐車スペース等を利用した場合の罰則規定はない。加えて、駐車スペースに関する表示の内容が駐車場によって異なることがある。結果として、利用証を掲示して駐車している者、利用証の交付を受けられるが、交付を受けずに駐車している者、利用証の交付対象に含まれていないが、自分にも利用する権利があると考えて停めている者、自分が利用対象に含まれないとわかっていながら不正利用する者が混在している状況にあった。

車いす使用者は、障害者用駐車スペースの利用対象を、車いす使用者のように広い区画幅を必要とする者に限るべきであると考えられる傾向にあった。先行研究においては、乗降等に幅を必要としない者が障害者用に停めることによって駐車車両で区画が埋まってしまう時間帯が多く生じることが確認されている（清田・林田・前田，2009；清田・林田・前田，2011）。今後、利用証の交付を受ける者が増える可能性をふまえると、350 cm以上の区画幅でなければ車の乗降や車間の通行ができない者の駐車場利用を保障するためには、障害者用駐車スペースの利用対象を限定する必要があると考えられる。

障害者用駐車スペースの利用対象は、表示によって明確に示す必要がある。また、駐車スペースに関する表示は、ドライバーが視認できることが必須の条件となる。スタンド看板やパイロンは駐車車両の陰に隠れるほどの高さしかない上に、移動させることが可能であるので、表示場所として適当ではない。たとえば、立て看板等を用いて駐車車両よりも高い位置に表示するか、区画の手前の地面等に表示するなどの対応をとるべきである。ただし、地面の表示や塗装は経年劣化しやすいので、定期的なメンテナンスが必要である。

以上により、本報告書においては6つの課題を挙げる。

- 課題1：利用対象についての周知と制度についての理解の促進を図ること
- 課題2：駐車スペースに関する表示を統一すること

課題3：不正利用の防止策や予防策をとること

課題4：広い区画幅を必要とする者の駐車スペースの円滑な利用を保障すること

課題5：障害者用駐車スペースと高齢者等のための駐車スペースの区別を明確にすること

課題6：それぞれの利用対象を、ドライバー等にわかりやすく示すこと

スペースを設置しない

- ・高齢者等のための駐車スペースは区画幅を270 cm以上とする

- ・区画線にはU字型のものを採用する

- ・それぞれの区画の前方の地面には、対象者を示すマーク等を表示する

- ・障害者用駐車スペースの利用対象は原則として乗降や車間の通行に広い幅を必要とする者に限定する

- ・障害者用駐車スペースの地面の国際シンボルマークの手前に「車いす使用者等用」と記す

- ・高齢者等のための駐車スペースに表示するマークの内容については、議論の余地があるものの、本報告書では4分割のピクトグラムを採用する

- ・高齢者等のための駐車スペースは障害者用駐車スペースよりも多く設置する

VI. 2種の駐車スペースの設置モデルの提案とその運用方法

VI-1. 基本モデル

- ・建物につながる歩道に接した場所に設置
- ・駐車スペースから建物までのバリアフリー化
- ・障害者用駐車スペースの隣に一般の駐車



図3. 2種類の駐車スペースの設置に関する基本モデル

VI-2. 推奨モデル

- ・高齢者等のための駐車スペースを、障害者用駐車スペースの倍数以上設置する
- ・2種類の駐車スペースは歩道に接した場所であって、かつ、雨除けの屋根や庇のある場所に設置する
- ・大型の平面駐車場においては、駐車場内に、建物の出入口につながる歩行者用通路（図4）を設け、そこに屋根を設置する
- ・車の走行方向を定めるなどして、障害者用駐車スペース等の近くに車両が集まらないように配慮する
- ・歩行に支障のある乗員を建物入り口付近で乗降させることのできる障害者用の停車帯を設置することや、車両後部からリフトなどを使って車いす使用者を乗降させるケースに対応するため、700 cm以上の長さのある区画を設置することも推奨される。なお、700 cm以上の長さのある区画を確保することがむずかしい場合でも、障害者用駐車スペース等の前に100 cm程度の幅の歩行者用通行路（図7-2の障害者用駐車スペース等の前の青色の帯）を設けることで、歩行者用通行路を含めて700 cm以上の長さを確保する方法がある。
- ・乳幼児期の子どもの車への乗せ降ろしなどにおいて、一般の駐車スペースの幅を狭く感じている保護者がいることが確認

されたことから、図4には、幼児連れのための駐車区画（図4の「子育て応援区画」）を、歩行者用通路に接したところに設置する場合の例を示した。

VII. 今後の課題

- ・2種類の駐車スペースの適正な設置の推進
- ・制度に関する周知と理解の促進

文献

清田勝・林田行雄・前田明子（2009）罰則のないパーキングパーミット制度の有効性と課題，交通科学，40(1)，69-76.

清田勝・林田行雄・前田明子（2011）罰則のないパーキングパーミット制度の課題と改善に向けての取組み，交通工学，46(1)，66-76.

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2018）平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果，厚生労働省HP，<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf>，（最終閲覧日：2019年3月20日）。

西館有沙（2011）『障害者用駐車スペースの設置および運用に関する総合的研究』，障害理解学会出版部。

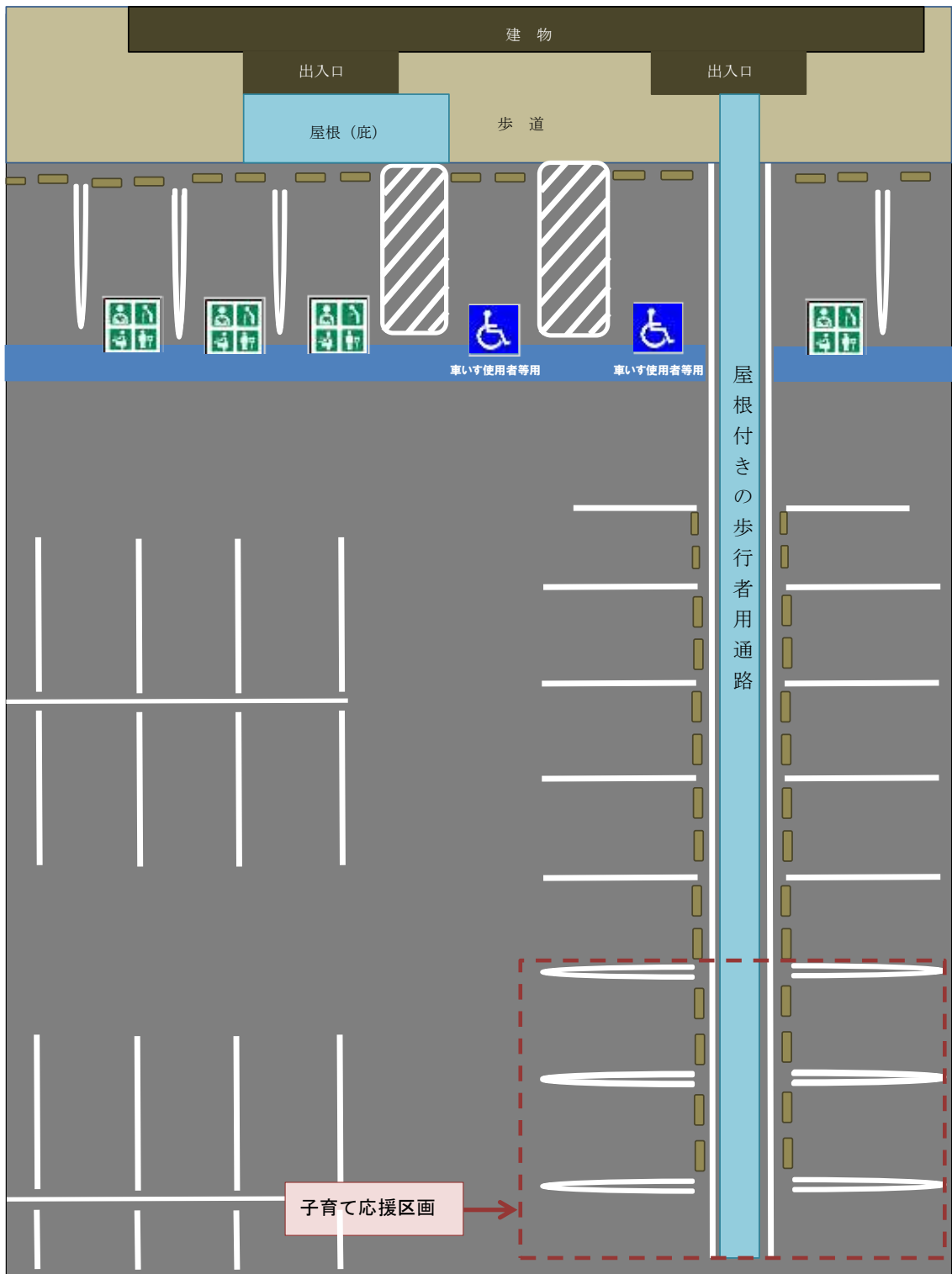


図 4. 2 種類の駐車スペースの設置に関する推奨モデル